



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦
 編集委員会：小野一英 山崎航 濱田靖彦 野田徹 白石栄一
 印刷所：(株)白橋

岡山県砂川災害復旧事業完了



平成30年7月豪雨により岡山市東区沼地内で堤防が決壊した砂川で、災害復旧事業・災害関連事業が令和2年6月に完了しました。
 (写真提供：岡山県)

目 次

栃木県における令和元年災害について……………栃木県県土整備部河川課県土防災対策班… 2
 令和2年度 防災・減災対策等強化事業推進費を配分 (第2回)…………… 6
 都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定…………… 7
 令和2年度出水期における事前放流の実施状況…………… 8
 「災害査定の留意点」第9回……………水管理・国土保全局防災課… 9
 協会だより 災害復旧技術専門家を山形県西川町に派遣……………11
 被害報告…………… 9月30日現在…16

栃木県における令和元年災害について

栃木県県土整備部河川課県土防災対策班

1 はじめに

栃木県は関東地方の北部に位置し、東西84km、南北98kmのほぼ楕円形での形をしており、面積は約6,408km²で関東最大の広大な県土を有し、県庁所在地の宇都宮市は、東京から約100km、新幹線で概ね1時間のところに位置しています。

人口は令和2年8月末時点で、約196万人となっており、行政区画は14市11町の25市町となっています。

2 地形の概要

地形的には東部の八溝山地、北部から南部にかけての那須連山等の山岳地帯、県中央から南部にかけての鬼怒川等の沿岸平野部の3地域に大別されます。

また、本県の河川は、利根川水系、那珂川水系、久慈川水系の3水系に属し、一級河川が298河川、総延長2,697km、準用河川が38河川、総延長106kmとなっており、一級河川のうち、その91.7%にあたる2,474kmについて、県が管理を行っています。

これらの河川の多くは関東平野を流れる河川の上中流部に位置していることから、河床勾配が急で、川の流れが速く、大雨が降ると川に一気に流れだし洪水になりやすい自然的特徴があります。

これまでの主な水害としては、昭和22年9月のカスリーン台風による洪水、昭和61年8月の茂木水害、平成10年8月の那須水害、平成27年9月の関東・東北豪雨がありました。

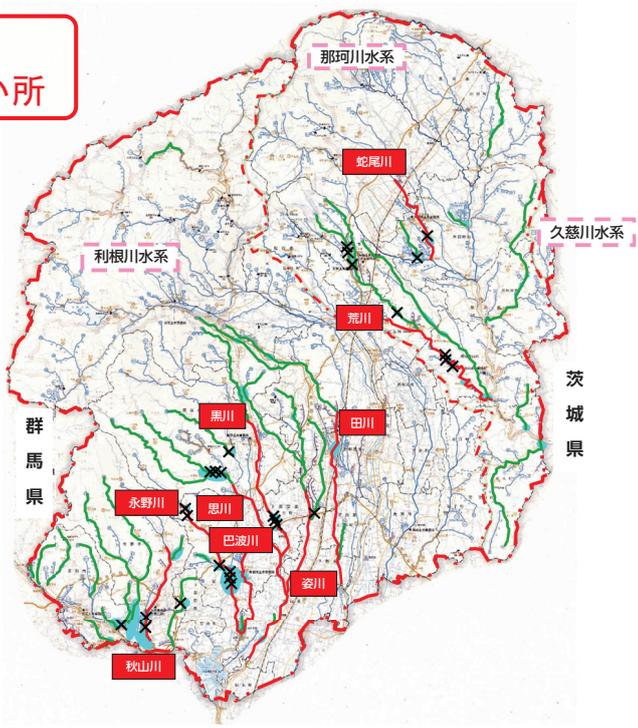
決壊: 13河川、27か所
越水・溢水: 32河川、40か所

【 氾濫した河川 】

	洪水予報河川 水位周知河川
	上記以外の河川
	浸水箇所

【 主な被災箇所 】

	: 河川(決壊)
---	----------



県管理河川の決壊・越水・溢水箇所

3 令和元年東日本台風における気象・出水状況

10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わりました。

栃木県では、台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風となり10月11日から13日朝にかけて雨が降り、12日夜がピークとなりました。

11日0時から13日9時までの総降水量は多い順に以下のとおりであり、山間部を中心に大雨となりました。

- ①奥日光：512.5ミリ
- ②足尾：438.5ミリ
- ③土呂部：424.5ミリ
- ④塩谷：423.0ミリ
- ⑤葛生：416.5ミリ
- ⑥今市：400.0ミリ

この降雨により、栃木県内では平成27年の関東・東北豪雨以来、2度目となる大雨特別警報が10月12日19：50に14市町に発表されました。

この降雨により、県が管理する河川においては、水位観測所を有する30河川、47水位観測所において氾濫注意水位を超過するとともに、洪水予報河川で

ある15河川の内、5河川において栃木県で初となる氾濫発生情報を発表しました。

今回の台風では、洪水予報河川や水位周知河川以外の小規模な河川においても氾濫が多数発生し、堤防決壊箇所は13河川27箇所、溢水・越水箇所は32河川40箇所におよびました。

また、宇都宮市の中心部を流れる田川では、12日15：00頃から非常に強い降雨を観測し、長時間継続したことにより、明治橋水位観測所では9時間にわたり氾濫危険水位を超過し、22：30には宇都宮駅西側において大規模な氾濫が発生しました。

4 令和元年東日本台風による被災について

この被害により、栃木県では11月下旬から翌1月下旬にかけて8回、延べ40班による災害査定が実施され、県内1,126箇所（県工事904箇所、市町工事222箇所）において、約443億円の査定決定がなされました。

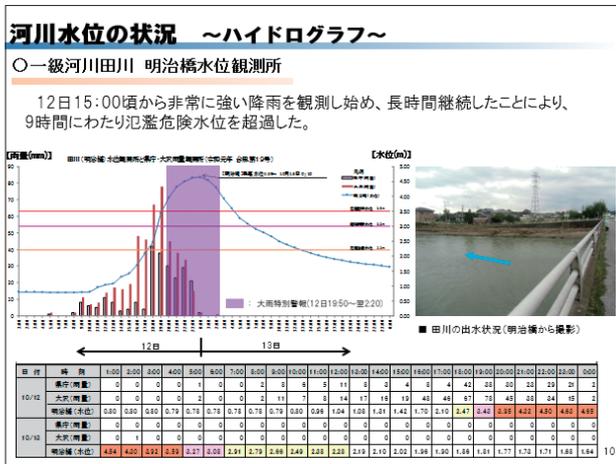
また、被害が甚大であった5河川については、再度災害を防止するため、改良復旧事業を導入し、総延長約23km、総事業費約290億円（親災含む）が採択されました。

①一級河川 永野川【栃木市】



【助成事業】

- 事業区間：国道50号～（主）栃木・佐野線
- 事業延長：約10.6km
- 事業内容：掘削、橋梁架替等
- 全体事業費：約200億円
- 事業期間：R1～R5



宇都宮市上河原通り冠水状況

②一級河川 荒川【那須烏山市】



【助成事業】

- 事業区間：県道荒川橋～落合堰
 県道新荒川橋～市道藤田橋
- 事業延長：約5.9km
- 事業内容：築堤、橋梁架替等
- 全体事業費：約60億円
- 事業期間：R1～R4

③一級河川 思川【鹿沼市】



【助成事業】

- 事業区間：県道柳橋～市道向寺橋
- 事業延長：約3.2km
- 事業内容：河道掘削、護岸、築堤等
- 全体事業費：約20億円
- 事業期間：R1～R4

④一級河川 秋山川【佐野市】



【関連事業】

- 事業区間：県道大橋～JR両毛線
- 事業延長：約250m
- 事業内容：河道掘削、築堤、護岸
- 事業費：約5億円
- 事業期間：R1～R3

⑤一級河川 黒川【壬生町】



【関連事業】

- 事業区間：福和田橋下～地藏橋上
- 事業延長：約2.9km
- 事業内容：河道掘削、築堤、護岸
- 全体事業費：約4億円
- 事業期間：R1～R3

5 災害復旧における市町への支援

県では、関東・東北豪雨を踏まえ、災害復旧事業の経験者不足等に対し、市町支援のさらなる充実を図るため、栃木県県土整備部退職者による市町に対する災害対応への支援を目的として、「栃木県災害復旧技術アドバイザー制度」を創設しました。

本制度は、地震や豪雨等、異常な天然現象により公共土木施設が被災した際、市町の要請に基づき(公

財)とちぎ建設技術センターと連携し「栃木県災害復旧技術アドバイザー」を派遣し、市町が行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行うものです。

今回の東日本台風では、制度創設後、初の大規模な災害となり、発災直後の10月15日から29日にかけて、22名のアドバイザーを県内全市町に派遣しました。

6 復旧状況

堤防決壊により緊急な対応が必要な箇所については、発災直後から応急工事に着手し、仮復旧工事を完成させるとともに、パトロールの強化等を行い、今年の出水期は万全な体制を整えました。

復旧工事については、令和2年10月までに改良復旧箇所を除く868箇所すべての工事を発注し、次期出水期までの工事完成を目指しています。

また、災害復旧工事に加え、県の堤防強化対策プロジェクト事業として、橋梁等の構造物周辺や屈曲部の堤防については、腹付け盛土や巻堤工による強化を図るとともに、堆積土除去を行い流下断面の確保を図るなど、様々な手法を組み合わせ、再度災害の防止に努めているところです。

改良復旧を導入した箇所については、地元説明のほか、説明動画をインターネットで配信し、多くの県民への情報発信に努めながら、一部工事に着手したところであります。

7 おわりに

令和元年東日本台風による被害は、県内の広範囲において甚大な被害を受けました。

1,100箇所を超える被災に対し、限られた時間の中での測量業務、応急工事、査定設計書作成等の業務を行っていただきました。測量設計コンサルタント、工事関係者、担当職員の皆様には大変お世話になりました。

また、発災直後から県内の全市町に出向き、申請における技術的な指導・助言を行っていただきました。「栃木県災害復旧技術アドバイザー」の方々、事前打合せから災害査定まで、多岐にわたるご指導とご協力を賜りました国土交通省、財務省の方々には、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今後も復旧工事は続いていきますが、この経験を生かし、一日も早い県民の安心・安全のため邁進していきたいと思っておりますので、これからもご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

県章



図案は、「栃」の字を抽象化しエネルギーな向上性と躍動感を表現したもので、3本の矢印は「木」の古代文字を引用しています。(昭和37年制定)

防災・減災対策の推進や令和 2 年 7 月豪雨対策等に 緊急予算支援！

～令和 2 年度 防災・減災対策等強化事業推進費を配分(第 2 回)～

国土交通省では、「防災・減災対策等強化事業推進費」について、
令和 2 年度第 2 回の配分を行います。

対策件数：72件 配分額：約166億円 (国費)

令和 2 年10月13日 国土政策局広域地方政策課

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、大雨や地震等による災害を未然に防ぐ事前防災対策のうち地域等の課題が解決し事業の実施環境が新たに整った対策や、大雨による浸水被害等が発生した地域において再度の被災を防止するために緊急的に実施する対策等に対して年度途中に機動的に予算を配分し、防災・減災対策を強化する予算です。

1. 配分事業の概要

(1) 災害が起きる前に被害を防止する事前防災・減災対策

- ① 洪水対策 (9 件、約51億円)
- ② 崖崩れ・落石対策 (3 件、約 4 億円)

③ 港湾施設・鉄道施設の耐震化(11件、約34億円)

④ ホームドア整備 (26件、約28億円)

(2) 被災地域での再度災害防止対策

① 洪水対策 (11件、約27億円)

② 高潮・波浪対策 (2 件、約 4 億円)

③ 崖崩れ・落石、雪崩の対策 (7 件、約4.5億円)

④ 避難路の安全対策 (1 件、約0.4億円)

(3) 交通事故の再発防止対策

① 交通安全対策 (2 件、約13億円)

※個別の案件の詳細(個票)は、下記をご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html#haibun)

防災・減災対策等強化事業推進費

制度概要(令和元年度までの「災害対策等緊急事業推進費」の制度を拡充)

- 近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度途中に緊急かつ機動的に実施する防災・減災対策の強化を行う公共事業に配分する予算。
- 本推進費は、事前防災・減災対策、災害を受けた地域における再度災害防止対策、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所における事故の再発防止対策に活用可能。
- 事業所管部局(他省庁を含む)からの申請を受けて予算を年度途中に配分。

事前防災・減災対策 (R2より拡充)

年度当初の予算措置を見送ったものの課題が解決し、予算措置ができれば予定どおりの事業効果を発揮できるケース。



前年度からの継続していた協議がまとまり用地が取得できたため、推進費により堤防強化等の洪水対策を実施。

事象発生を契機に新たな対策実施の必要が生じ、追加予算措置ができなければ事業効果を発揮できなくなるケース。



緊急輸送道路の整備において、詳細な地質調査の結果、想定以上の強風化した岩盤が出現したため、推進費により追加対策を実施。

再度災害防止対策

災害復旧事業にあわせて公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策



被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により高上げを実施。

推進費で高上げ
災害復旧事業
で原形
復旧

交通事故の再発防止対策

全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策



園児の移動経路(交差点)において発生した死傷事故を受けて、緊急点検の結果、危険箇所防護柵等を設置。

※写真は対策イメージ

事業の計画的かつ効率的な実施による**効果の発揮**

速やかな再度災害防止対策、事故の再発防止の実施による**安全・安心の確保**

「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」 を閣議決定

～頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」を推進します～

令和2年10月20日 都市局

近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえて、立地適正化計画において記載する居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外する「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背 景

居住誘導区域は、都市の居住者の居住を誘導すべき区域であり、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。)第81条第2項に基づき、市町村が住宅等の立地の適正化を図るために作成する立地適正化計画において記載するものとされています。

また、居住誘導区域は、法第81条第19項の規定により、居住誘導区域内の安全性を確保する観点から、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(住宅の建築が禁止されているものに限る。)等について定めないこととされています。

今般、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)により、近年の災害の頻発・激甚化を踏まえて、立地適正化計画において防災指針(法第81条第2項第5号)を記載することとするなど、防災を主流化するための立地適正化計画の強化を内容とする法改正を行ったところです。

本法改正の趣旨を踏まえ、居住誘導区域内の一層の安全性の確保を図るため、都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)を改正し、災害危険区域以外の災害時に人命・財産上の被害に直結するおそれが高いエリア(いわゆる災害レッドゾーン)についても、居住誘導区域を定めない区域に追加するものです。

2. 概 要

災害危険区域に加えて、災害リスクの高い区域である地すべり防止区域※、急傾斜地崩壊危険区域※及び土砂災害特別警戒区域について、居住誘導区域を定めない区域に追加することとします。

※地すべり防止工事・急傾斜地崩壊防止工事及びこれらの工事の効果を継続させるための維持管理に係る措置を実施することにより、区域内の住宅の安全性が確保されている場合は、居住誘導区域を定めない区域とはしないこととします。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和2年10月23日(金)

施 行：令和3年10月1日(金)

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

- 都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号) (抄)
- 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号) (抄)
- 都市計画法(昭和四十三年法律第100号) (抄)
- 建築基準法(昭和25年法律第201号) (抄)
- 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第158号) (抄)
- 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第58号) (抄)
- 農地法(昭和二十七年法律第229号) (抄)
- 自然公園法(昭和三十三年法律第61号) (抄)
- 森林法(昭和二十六年法律第249号) (抄)
- 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第30号) (抄)
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第57号) (抄)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第57号) (抄)

令和 2 年度出水期における事前放流の実施状況

令和 2 年10月27日 水管理・国土保全局河川環境課

水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、令和元年11月、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が設置され、令和元年12月に同会議で策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、関係省庁が連携して取り組みを進めてきています。

令和 2 年度の出水期から新たな運用（治水協定に基づくダムの事前放流）を開始したところであり、今年度の出水期における事前放流の実施状況をとりとまとめましたのでお知らせします。

(参考) 関連資料

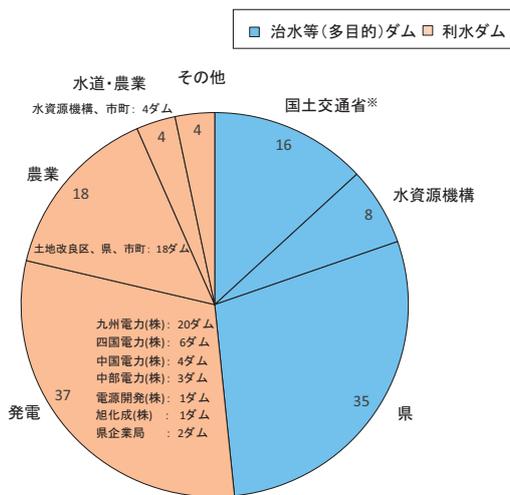
- 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/

- 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/pdf/kihon_hoshin.pdf

<令和2年度に事前放流を実施した122ダムの管理者> <令和2年度の事前放流実施ダム数>



治水等(多目的)ダム (国土交通省*)	16 ダム
治水等(多目的)ダム (水資源機構)	8 ダム
治水等(多目的)ダム (県)	35 ダム
利水ダム	63 ダム

計:122ダム

<上表のうち、台風第10号の事前放流実施ダム数>

治水等(多目的)ダム (国土交通省*)	4 ダム
治水等(多目的)ダム (水資源機構)	1 ダム
治水等(多目的)ダム (県)	21 ダム
利水ダム	50 ダム

計:76ダム

※内閣府沖繩総合事務局含む

		令和2年度 出水						合計 (ダム数は重複除く)
		令和2年 7月豪雨	台風第9号	台風第10号	台風第12号	台風第14号	その他	
1級 水系	ダム数 (括弧内は延べ数)	37(45)	1(1)	37(37)	2(2)	8(8)	4(4)	78(97)
	確保容量 (万m ³)	7,336	66	2,921	24	906	413	11,667
2級 水系	ダム数 (括弧内は延べ数)	1(1)	10(10)	39(39)	1(1)	1(1)	0(0)	44(52)
	確保容量 (万m ³)	37	170	1,277	135	331	0	1,951
合計	ダム数 (括弧内は延べ数)	38(46)	11(11)	76(76)	3(3)	9(9)	4(4)	122(149)
	確保容量 (万m ³)	7,374	236	4,198	159	1,237	413	13,617
東京ドーム換算		60 個分	2 個分	34 個分	1 個分	10 個分	3 個分	110 個分
ハッ場ダム換算		0.8 個分	0.03 個分	0.5 個分	0.02 個分	0.1 個分	0.05 個分	1.5 個分

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例(9)

～維持管理不良(維持管理状況の説明)～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課*

1. はじめに

全国各地で行われた実際の災害査定事例を参考に、災害復旧事業を実施していくうえでの留意点等について、国土交通省防災課の災害査定官が説明していきます。

今回は、維持管理不良について説明します。

2. 維持管理不良とは

災害復旧事業が適用されない災害についての基準として、適用除外(法第6条・1)があり、維持管理不良は、「(5)甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの」と規定されています。また、災害の状況としては、要綱第13に次のとおり規定されています。

- 一 さく工、わく工、木工沈床、木橋等の甚だしい腐朽によりこれらの施設に生じた災害
- 二 水門、樋門等河川に設けられた施設の操作、その他の管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害
- 三 堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害
- 四 その他前各号に掲げるものに類する災害

さらに、災害査定官申合事項第1採択の範囲十六において、「その他前各号に掲げるものに類する災害」には、「巡視・点検及び点検などに基づく必要な維持補修並びに維持補修に関する計画(施設の長寿命化に関するものを除く)の履行を著しく怠ったことに基因して生じたことが明らかに認められる災害を含むものとする。」と規定されています。

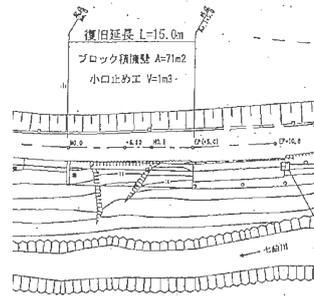
3. 査定事例から

令和元年の台風15号、19号の事例により説明します。

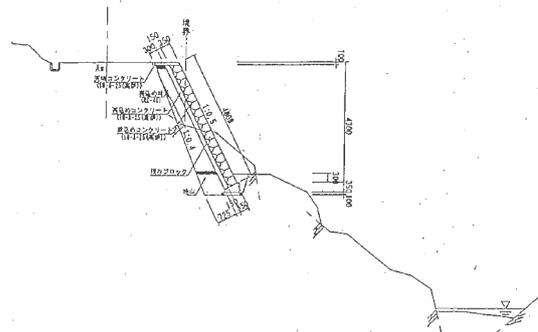
1) 道路災害の事例

この被災箇所は、台風15号の豪雨出水により道路谷側の斜面崩落が発生したことから、路肩をブロック積みにより復旧する申請がされたものです。

平面図



標準断面図



現地を確認したところ、起点側で崩落していない箇所には高さ1m程度の土のうが4分勾配程度で積まれており、また、崩落した斜面及び河川には大量の土のうが散乱していたことから、終点側の一部を除き、土のうで道路谷側斜面を押しやっていた箇所が崩落したものと考えられました。



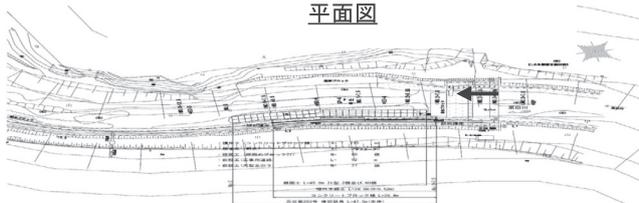
写真-1 現地状況 (土のうによる土留)



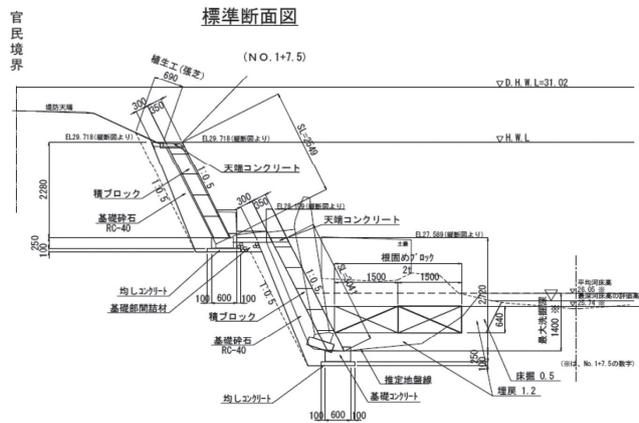
写真-2 現地状況 (土のう散乱)

査定では、申請延長15.0mに対し、起点側13.2mは過去の災害で応急対策を実施したまま維持管理が適切でないものと判断されカットされました。

平面図



標準断面図



2) 河川災害の事例

この被災箇所は、平成30年5月に被災していたが、令和元年の台風19号により被災が増大したため、申請されたものです。

机上査定により申請資料を確認したところ、既設下段ブロックは平成30年5月に変位が確認され、申請者は応急対応として護岸前面下部に大型土のうを設置していました。

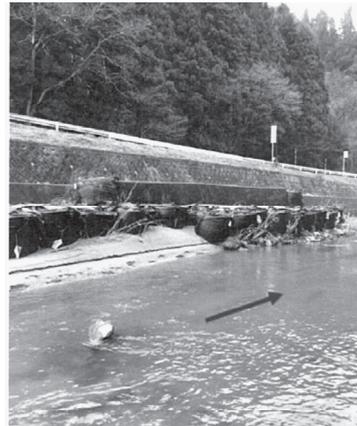


写真-3 現地状況 (大型土のう)

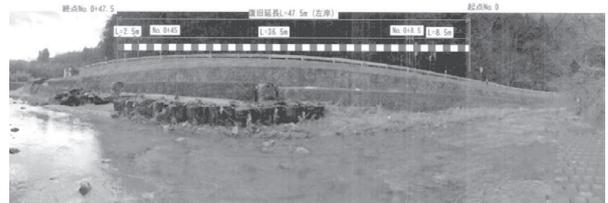


写真-4 現地状況 (全景)

台風19号で、下段積ブロックの変位が増大したことは事実としても、申請者は、平成30年に応急対応したのみであり、河川管理者として適切な対応をしておらず、過年災、維持管理不良とみなさざるを得ないと判断されました。

このことを受け、申請者は「取り下げ」を申し出たものであります。

以上の2件については、いずれも適切な維持管理を行っていれば適用除外とならなかったものと考えられます。

4. おわりに

査定においては、被災前の維持管理の状況を説明する必要があります。また、巡視報告、維持補修に関する定期点検などの資料により、適切に維持管理されていたことを証明する必要があります。

協会だより

災害復旧技術専門家を山形県西川町に派遣

公益社団法人 全国防災協会

(公社)全国防災協会では、市町村をはじめとする被災公共土木施設の早期復旧支援に向け、平成15年11月に「災害復旧技術専門家派遣制度」を創設しました。災害復旧技術専門家は、国や都道府県の災害復旧業務に長年携わり、制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者（防災担当の本庁課長級及び事務所長経験者で構成）で、北海道から沖縄までの全国に、379名が登録されています。

平成26年5月には、国土交通省水管理・国土保全局防災課より「災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの支援（試行）について」の通達が出され、制度を充実してきています。これまでも多くの地方公共団体等の要請に応じ、多くの災害復旧技術専門家を派遣し、迅速かつ確かな災害復旧事業の促進に寄与しています。

今回、通達に基づき山形県西川町に3名の災害復旧技術専門家を派遣し、復旧工法などについて技術的助言を行いました。

派遣概要

1. 令和2年7月豪雨（梅雨前線による大雨7月26日～29日）による西川町の状況

梅雨前線が東北地方に停滞し、前線上の低気圧が28日に日本海から東北地方に接近しました。前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となり28日を中心に大雨となりました。

西川町では、7月26日夜から29日朝にかけて断続的に雨が降り続けました。特に、28日未明から町内各地で大雨に見舞われ、28日昼過ぎから町内各地で土砂崩れや道路の路面冠水、道路や農用地への土砂流入などの災害が発生しました。

西川町の累加雨量は、海味が191mm、志津が285mm、大井沢が235mmを観測し、特に28日の日降水量は大

井沢で215mmとなり観測史上1位を更新する記録的な大雨となりました。

2. 派遣された災害復旧技術専門家（敬称略）

派遣日：令和2年9月8日（火）

派遣者：佐藤 清（西松建設(株)北日本支社）
山科 勝嗣（(一社)東北地域づくり協会
山形支所）
吉田 郁夫（共和コンクリート工業(株)
山形支店）

3. 活動報告（支援・助言内容）

町道 高旭東浦線（たかひひがしうらせん）、

普通河川 海味川（かいしゅうがわ）

- ・河道が埋塞したことにより、路面を水が走り土砂や流木等で埋塞している、河川の埋塞だけでなく、道路も車馬の交通に影響があるので、道路の埋塞も申請し、被災原因と復旧工法等が一連となるよう検討すること。

- ・路肩も道路構造物であり、路肩崩壊箇所は次期出水で交通に影響があるため申請を検討すること。

町道 下堀鶴部線（したほりつるべせん）

- ・補強土壁工で工法選定はよいと考えるが、地質・地盤の状況を確認のうえ工法比較をした方がよい。

- ・山側の崩壊斜面も法面保護工も選定フローに従い検討すること。

- ・被災前は、杉等の立木が防護柵の効用を果たしていたと考えられるので、ガードレールを検討すること。

普通河川宝沢川（ほうざわがわ）

- ・帯工下流の洗掘された区間は、玉石等で保護されていたが流出したため、護床工を検討すること。

- ・根継工等で応急工事した区間等は、根入れが確保されていないため護床ブロックでの補強を検討すること。

4. 活動状況写真



技術専門家

西川町長への報告

西川町



宝沢川 大字間沢地内 (8月上旬)



普通河川宝沢川 根継



普通河川宝沢川 帯工



町道 下堀鶴部線



町道高旭東浦線 普通河川海味川 (8月上旬)



町道高旭東浦線 普通河川海味川

5. コメント

(1) 派遣技術専門家



山形県西川町派遣の感想

佐藤 清 (西松建設(株)北日本支社)

7年目にして初めての地元です。張り切って出掛けたものの、猛暑には閉口しました。36度を超すなかで、ヘルメット、ベストの重装備は無理があります。それでもマスコミの取材中は、このスタイルで通しましたが、マスコミの皆さんが帰った後は、直ぐに重装備を解きました。

今回で4回目の派遣になりますが、改めて思ったことは、派遣要請する自治体は、災害復旧制度に対する理解、技術的知識が高いように思えます。本来は、自治体の技術者不足や経験不足を支援することが趣旨ではありますが、必ずしも、そういう実情だけの要請ではないように思えてきました。推察するに、災害復旧制度に精通しているからこそ専門家派遣に結び付き、かつ現地において専門家と意見のキャッチボールすることが、自らの知見を高めることにつながる、そんな思いを強くしました。

専門家の活動要請に対する動機として、前述の初歩的支援は当然として、通常行っている、講習会講師を現地で個別に行っていると考えれば、当然のことかもしれません。

そのようなことで、今回の派遣活動は、テンポよく進めることができ、自分にとっても楽しく有意義な1日でした。それにしても暑かったあ。



西川町専門家派遣を振り返って

山科 勝嗣 ((一社)東北地域づくり協会山形支所)

専門家として派遣された山形県西川町では7月28日の前線豪雨により観測史上第一位の降水量を記録。一方、最上川本川では最上川水系河川整備計画の対象洪水である羽越豪雨(S42)をも凌ぐ大洪水でしたがダム、遊水地、堤防等が整備促進され堤防決壊等の大災害に至りませんでした。

西川町では平成25年7月の前線豪雨でも甚大な被害を被ったが今回はそれをも凌ぐ降雨により至る所で災害が発生しました。

専門家として助言したのは町道の大規模な法面被災や普通河川の河岸決壊、既設護岸の被災など降雨による浸透水や河川流量の増大に伴う河床洗掘や側方浸食等により被災したものと考えられました。

専門家は地元精通している県OBも含め3名でこれら被災メカニズムをもとに再度災害防止等も踏まえ適切な助言に心掛けました。

町の担当者も度重なる災害復旧で適切な応急工事を実施しており早期復旧に向け真剣な表情で耳を傾けていたのが印象に残りました。

今後も専門家として適切な助言が出来るよう負担法や技術基準等を熟知するよう自己研鑽に努めていきたいと思ひます。



令和2年7月豪雨

山形県西川町への災害復旧技術専門家活動について

吉田 郁夫 (共和コンクリート工業(株)山形支店)

私は、山形県OBとして、2名の国土交通省OBの方(佐藤さん、山科さん)と一緒に派遣させていただきました。県では、平成26年7月豪雨災害時に専門家2名の派遣実績がありますが、県内の市町村としては初めてでした。

今回の活動を通じて、改めて、少人数で災害に対応せざるを得ない町の状況、狭隘な山間地の道路・河川など一連の被災状況と災害復旧制度の必要性を痛感させられました。町(申請者)は、個別の災害箇所に関わることが多いものです。全体的な視点による適切な専門家の技術指導は、非常に有意義であると実感した次第です。特に、現場で災害復旧に関する町職員とのフランクな質疑応答が図られ、同行したコンサルタントも含めて、災害復旧技術への理解を深めることができたと思ひます。

専門家派遣制度は、特に査定官を経験された方の過去の経験や教訓を、県や市町村に噛み砕いて「わかりやすい形」で語り繋ぐ道場のように思ひます。

今後とも、自己研鑽に務め、微力ながら災害支援に尽力できればと考えております。

(2) 西川町担当課長



災害復旧技術専門家派遣制度について

土田 浩行（山形県西川町 建設水道課長）

西川町は出羽三山の主峰「月山」のある町です。令和2年7月26日の夜から断続的に雨が降り続き特に28日の夜半から町内各地で大雨に見舞われ、土砂崩れ等の発生で一時的に5地区の集落が孤立状態になりました。特に月山山系での被害が大きく、災害の全容を把握するため調査を行いました。このような状況でしたので8月1日にTEC-FORCEの派遣を依頼し、小型無人機ドローンを使った調査等を行っていただき被害の全容を把握することが出来ました。

調査結果を基に災害復旧工法で苦慮していたところ、「災害復旧技術専門家派遣制度」により3名の専門家を派遣していただきました。町道と河川の災害現場を調査していただき、災害発生の状況を分析、災害復旧工事の方法、災害査定を受けるうえでのアドバイスをいただきました。現在はアドバイスを参考に災害査定に向けた準備を進めており、一日でも早い復旧に努めていきたいと考えております。

派遣をいただきました全国防災協会の専門家の皆様に心から感謝いたします。誠にありがとうございました。

6. 災害復旧技術専門家派遣フロー



◎手続き

- 被災自治体（都道府県・指定都市）から防災課へ要請する。
※市町村（指定都市を除く）は都道府県を通じて防災課へ要請する。
- 防災課から防災協会へ専門家の派遣を依頼する。

- 防災協会が派遣する専門家を決定。防災課へ連絡する。
- 派遣内容を防災課から要請のあった被災自治体へ通知し、派遣の日程を調整する。
- 派遣された専門家が現地にて復旧方針等の助言を行う。

令和2年 発生主要異常気象別被害報告

令和2年9月30日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計		
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
北海道			(1)	(10,000)											(1)	(180,000)	(2)	(190,000)	
青森			18	1,785,590											1	180,000	19	1,965,590	
岩手			30	614,000													30	614,000	
宮城			81	2,070,900	1	360,000											82	2,430,900	
秋田			15	254,500													15	254,500	
			5	102,000								75	1,934,000				80	2,036,000	
山形			36	1,614,000								(4)	(514,400)				(4)	(514,400)	
												547	18,507,248				583	20,121,248	
福島			86	2,101,400	3	483,000						(1)	(19,000)				(1)	(19,000)	
栃木			4	60,000							4	49,000					93	2,633,400	
群馬			45	1,150,640	2	310,000					1	20,000					48	1,480,640	
埼玉												2	49,354				2	49,354	
		<1>	<150,000>									(1)	(15,300)				(1)	(15,300)	
新潟			3	390,000	2	13,000						58	1,811,300				63	2,214,300	
富山			1	200,000	1	7,000					3	124,000					5	331,000	
石川			4	870,000	9	128,000				1	8,500	12	165,000				26	1,171,500	
福井											16	454,300					16	454,300	
山梨			3	160,000							2	24,000			1	26,299	6	210,299	
											(1)	(500,000)					(1)	(500,000)	
長野			5	108,000	2	99,000				2	71,000	561	22,134,000				570	22,412,000	
											(2)	(95,000)					(2)	(95,000)	
岐阜											557	18,913,986					557	18,913,986	
静岡					1	237,000					53	2,295,000					54	2,532,000	
愛知			9	208,000							30	950,000					39	1,158,000	
三重			10	388,000							33	498,400					44	1,286,400	
滋賀											6	169,000					6	169,000	
京都											(1)	(18,000)			(1)	(200,000)	(2)	(218,000)	
大阪			9	568,110							14	287,500			1	200,000	15	487,500	
兵庫		<1>	<18,000>														<1>	<18,000>	
奈良			1	18,000							33	475,500					34	493,500	
					1	4,500,000					8	164,300					9	4,664,300	
和歌山			<3>	<90,000>													<3>	<90,000>	
			15	322,600	5	742,000					136	2,472,900					156	3,537,500	
鳥取			<1>	<380,000>													<1>	<380,000>	
			6	406,000							2	20,000					8	426,000	
			<3>	<17,500>							<1>	<20,000>			<1>	<14,000>	<5>	<51,500>	
島根			171	1,243,880							(4)	(31,000)			1	14,000	(4)	(31,000)	
											(3)	(54,000)					(3)	(54,000)	
岡山			8	75,500	2	165,000					210	2,051,510	44	362,300			426	3,671,690	
											(3)	(54,000)					(3)	(54,000)	
広島			682	8,593,528							169	1,597,582					179	1,838,082	
											(2)	(49,000)					(2)	(49,000)	
山口			9	172,000							(2)	(30,000)	(1)	(1,900)			(3)	(31,900)	
											278	7,110,900	1	1,900			288	7,284,800	
徳島			2	6,000							23	309,500	2	3,000			27	318,500	
香川											2	13,000					2	13,000	
愛媛			4	68,000	1	300,000					279	4,170,200	10	233,000			294	4,771,200	
高知			101	1,823,950	2	750,000					100	2,869,400	18	139,800	(1)	(92,700)	(1)	(92,700)	
											(16)	(5,972,000)			1	92,700	(16)	(5,972,000)	
福岡											623	24,850,477					626	25,280,477	
佐賀			2	15,400							(1)	(700)					(1)	(700)	
											271	4,334,600	<49>	<1,720,000>			<49>	<1,720,000>	
長崎			(1)	(12,000)							(2)	(119,500)	(1)	(2,000)			(4)	(133,500)	
			17	359,000	1	600,000					334	9,032,597	72	2,568,100			424	12,559,697	
											<13>	<915,000>	<8>	<112,000>			<21>	<1,027,000>	
熊本			39	341,100	1	150,000					(26)	(11,854,500)					(26)	(11,854,500)	
											4,590	148,800,705	10	175,000			4,640	149,466,805	
大分			21	453,000							(1)	(100,000)					(1)	(100,000)	
											1,657	33,310,380	13	218,500			1,691	33,981,880	
宮崎			19	191,000	1	150,000					<1>	<300,000>					<1>	<300,000>	
											283	5,518,000	101	2,476,000	1	15,000	405	8,350,000	
鹿児島											<3>	<1,100,000>	<10>	<1,930,000>			<13>	<3,030,000>	
鹿儿島			37	492,400							(1)	(6,200)					(2)	(11,300)	
沖縄			3	172,000							928	19,580,875	23	3,206,929			988	23,280,204	
											4	90,000					4	262,000	
相模原													3	120,000			3	120,000	
静岡											5	407,400					5	407,400	
浜松											7	204,000					7	204,000	
京都			7	570,500													7	570,500	
広島			(1)	(113,000)													(1)	(113,000)	
熊本			10	228,000													10	228,000	
											2	15,500					2	15,500	
補助計	<2>	<168,000>	<7>	<487,500>							<17>	<2,035,000>	<68>	<4,062,000>	<1>	<14,000>	<95>	<6,766,500>	
			(5)	(184,000)							(66)	(19,329,600)	(3)	(9,000)	(3)	(472,700)	(77)	(19,995,300)	
直轄計	10	1,878,000	1,521	26,866,998	26	9,276,000				3	79,500	11,914	335,695,414	301	9,594,529	6	527,999	13,781	383,918,440
合計	11	2,378,000	1,521	26,866,998	26	9,276,000				3	79,500	12,057	359,116,330	301	9,594,529	6	527,999	13,925	407,839,356

※被害報告は、月2回(15日、月末)国土交通省HPで公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html